

各府立学校長 様

京都府教育委員会
教育長 田原博明

部活動の適切な指導について

部活動の適切な実施については、学習指導要領の改訂に伴い「部活動が学校教育の一環であること」が明記されたことを受けて、平成23年4月1日付け3教保第169号で通知したところですが、昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺という大変痛ましい事案が発生し、改めて部活動指導の在り方が問われています。

言うまでもなく、体罰は学校教育法第11条で禁止されている違法行為で、児童生徒の人格や尊厳を著しく傷つけるものであり、決して許されるものではありません。ましてや体罰が原因で尊い命が失われるようなことは、今後決してあってはならないことです。

については、部活動が教育課程との関連を図りながら学校教育の一環として適切に実施され、勝利至上主義に偏ることなく、生徒と指導者の信頼関係や相互理解の上に学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するよう、適切な指導をお願いします。

併せて、運動部活動指導者研修会を開催する予定ですので、貴校の管理職、運動部活動指導者（顧問教諭）及び派遣外部指導者の積極的な参加について配慮願います。

担 当	保健体育課	075-414-5875
	高校教育課	075-414-5850

5 教保第84号
平成25年2月4日

各市町（組合）教育委員会教育長 様

京都府教育委員会
教育長 田原博明

部活動の適切な指導について

部活動の適切な実施については、学習指導要領の改訂に伴い「部活動が学校教育の一環であること」が明記されたことを受けて、平成23年4月1日付け3教保第169号で通知したところですが、昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺という大変痛ましい事案が発生し、改めて部活動指導の在り方が問われています。

言うまでもなく、体罰は学校教育法第11条で禁止されている違法行為で、児童生徒の人格や尊厳を著しく傷つけるものであり、決して許されるものではありません。ましてや体罰が原因で尊い命が失われるようなことは、今後決してあってはならないことです。

つきましては、部活動が教育課程との関連を図りながら学校教育の一環として適切に実施され、勝利至上主義に偏ることなく、児童生徒と指導者の信頼関係や相互理解の上に学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するよう、適切な指導をお願いします。

併せて、運動部活動指導者研修会を開催する予定ですので、貴所管の中学校の管理職、運動部活動指導者（顧問教諭）及び派遣外部指導者の積極的な参加について御配慮をお願いします。

担 当	保健体育課	075-414-5875
	学校教育課	075-414-5833